

トピックス

臭化メチルの全廃決定

——オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第7回締約国会合——

農林水産省農薬検査所検査第二部 ^{たて}楯 ^や谷 ^{あき}昭 ^お夫

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第7回締約国会合は、オーストリアのウィーンの国際会議センターにおいて、準備会合が、11月28日から12月1日まで、本会合が12月5日から7日まで開催された。当地で開催されたのは、1985年に締結されたオゾン層保護のためのウィーン条約10周年を記念したためである。本会合での主要議題は、先進国における臭化メチルとHCFC（代替フロン）の更なる規制強化、開発途上国の規制計画等を検討することであった。ここに今回会合の概要を紹介する。

1 2010年全廃を決定

今回の締約国会合での最大の合意は、先進諸国での臭化メチルの規制強化措置と発展途上国の規制計画を決定したことである。すなわち先進諸国はその生産と消費を2001年までに1991年の基準値レベルの25%減、2005年までに50%減、2010年までに100%減、すなわち全廃とし、開発途上国は1995年から1998年までの4年間の生産消費量の平均値を基準値として、2002年からこれを超えないよう凍結したことである。ただし検疫及び出荷前処理は従来どおり規制除外としている。また、臭化メチルのオゾン破壊係数は最新の知見をもとに0.7を0.6に改められた。なお、途上国の更なる規制については1997年の第9回締約国会合で検討されることとなった。

2 困難を極めた先進諸国の規制強化措置の合意

各国は臭化メチルがオゾン層を破壊する物質であり、その規制を強化しなければならないと認識しながらも、それぞれの事情を抱えその対応に差異があった。アメリカは国内法の大気浄化法で2001年に全廃を決めていること、ならびに途上国を規制の枠内に取り込むためには先進諸国が全廃の姿勢を打ち出すことが不可欠であるとして、2001年全廃を強く主張した。EUは臭化メチルの使用が多い地域を抱えていることもあって全廃に反対、1998年25%減、2005年50%減を主張した。アメリカとEUの双方の主張の大きな隔たりから、双方の交渉が続く、その結果先進国の規制強化措置として前述の3段階方式での削減・全廃で同意をみ、OECDの非公式会合で

先進諸国の合意を得た。

3 途上国に対する規制の導入

発展途上国の消費量は全体の18%に相当する14,500t。切り花、イチゴ、トマト、タバコの苗床など土壌処理に約70%、国内の貯蔵穀類の害虫処理に約20%が消費されている。その消費の伸びは著しく、年7%の割合で増加している。科学評価委員会の推定によれば、途上国の消費に規制を加えない場合、2040年の成層圏におけるオゾン層破壊の有効塩素相当量（Equivalent effective stratospheric chlorine）は1980年レベルの700%以上に増加すると推定している。以上のことから、途上国の臭化メチルの規制は不可欠であるとされてきた。

発展途上国77か国で構成されているグループ77と中国は、臭化メチルの規制は時期尚早である、しかしオゾン層保護は大切である、先進諸国は財政的枠組みを整備し、代替方法開発援助のため資金をさらに供給する必要があると主張していた。ケニアをはじめとする多くの途上国は、「臭化メチルは切花、タバコ、いちごの輸出で外貨が稼げ、さらに国内の貯蔵穀物の害虫を処理できる国家経済の生命線である、これに規制を加えることはその生命を脅かすことになり、規制に反対である」との主張を繰り返した。イギリスをはじめとする先進諸国はこのように途上国の態度に対し、子孫のため地球環境の保護は不可欠であると主張した。ダズウェル UNEP 事務局長は、科学的な見地からも臭化メチルの規制強化を前進させることは極めて重要であり、またこのために南北間の決裂はモントリオール議定書の将来にきわめて悪い影響を与えることになると双方に妥協を促した。このように難航した交渉の末やっと、先進諸国側と途上国側は途上国への規制措置として1995～98年の消費量の年平均値で2002年から凍結に合意した。

途上国の規制が進まない理由は二つある。一つは、資金の問題。途上国はまず十分な資金の約束を求めているが、先進国はこれに担保を与えることができず、具体的な資金の話し合いは規制を決めた後とし、途上国の理解がなかなか得られない。もう一つは、先進国自身が他の規制物質で示した強力な規制措置を臭化メチルに対して

取れなかったことである。先進諸国においては七つの規制物質のうち、五つは 1996 年 1 月 1 日で全廃になっているが、臭化メチルは 2010 年に全廃とその規制は他の規制物質よりはるかに緩い。結果として先進諸国の足並みの乱れを途上国に見せたことは、途上国への規制の圧力を緩めさせることになった。1997 年の第 9 回締約国会合での途上国の規制強化がどこまで進展を見るか微妙である。

4 検疫と出荷前処理の定義の決定

1992 年のコペンハーゲン改正において、臭化メチルの規制は、検疫、出荷前処理のための生産消費は規制除外とされたが、それらの定義は定められていなかった。先進国は 1991 年の基準値レベルで 1995 年からその生産消費が凍結されているが、この規制を実施するためには、これらの定義を明確にする必要があった。本会合でその定義は FAO の検疫の定義と整合を保ちつつ次のとおり決定した。

臭化メチルの検疫処理とは、検疫病害虫（病菌を含む）の侵入、定着あるいはまん延の防止を確保する公的機関が行う防除をいう。公的機関が行う防除とは、植物、動物あるいは環境保護あるいは保健当局によって実施される防除あるいはその指導を受けて行われる防除をいう。検疫病害虫とは、それによって危険にさらされる地域にとって潜在的に重要な病害虫であり、まだ発生せず、あるいは発生していても広範囲に分布せず、しかも公的な防除が実施されている病害虫をいう。

出荷前処理とは、輸入国の植物防疫あるいは衛生のための要求に基づき、輸出のための出荷の直前に行われる処理、あるいは輸出国の現行の規定によりその実施を要求されている処理をいう。

この定義の付帯事項として、次のとおり追記されている。すなわち検疫と出荷前処理への臭化メチルの使用が規制除外となったとはいえ、あらゆる国々は臭化メチルの使用を差し控え、可能ならばオゾン層を破壊しない技術を用いることが促された。また臭化メチルが使用される場合には、締約国は可能なかぎり回収と再利用の技術を用い、臭化メチルの放出と使用を最少限にすることが勧告された。このことから、今後とも可能なかぎり使用量の削減に努め、またその放出を最少限にするためのあ

らゆる技術のさらなる開発が期待されている。

5 検討課題となった不可欠な農業用途の規制除外

全廃後に臭化メチルの使用が農業生産上不可欠な場合に限りこれを使用できるようにしようとする考え方が、アメリカから提案された。これについては UNEP の技術経済評価委員会が不可欠な農業への用途を除外とする必要性、その用途として除外する基準を検討し、1996 年の第 8 回締約国会合に報告する旨が決定された。

6 先送りされた非締約国との貿易制限

臭化メチル、臭化メチルを含む製品、臭化メチルで製造した製品を非締約国と輸出入することを禁止するための議定書改定も議題であった。非締約国との貿易の禁止は他のすべてのオゾン層破壊物質についても定められている。我が国は UNEP 事務局から依頼を受けその提案国となっていた。アメリカはコペンハーゲン改定の批准国はいまだ 45 か国であり、その他百か国以上の国が批准していないことから、途上国からの農産物の貿易に支障を生じ、世界貿易機関 (WTO) と問題を起こす恐れがあるとして、現段階での議定書改定に慎重な姿勢を示した。その意味するところは、アメリカをはじめとする大部分の先進諸国は農産物の輸出国に出荷前処理を要求しているが、いまだコペンハーゲン改定を批准していない途上国は臭化メチルを輸入できなくなり、その結果農産物の出荷前処理ができず輸出できなくなるということである。また、カナダは臭化メチルを含む製品の定義も明らかでないとした。このため、この問題は 1996 年の第 8 回締約国会合であらためて検討されることになった。

7 おわりに

1992 年以来国際的に議論されてきた臭化メチル削減問題は、今回の会合で一部の用途を除き先進国では 2001 年から段階的に削減され、2010 年に全廃することで決着し、我が国もその決定に従うことになる。

我が国においては臭化メチルは、その多くが野菜などの土壌病害虫の防除に使用されている。今後の臭化メチルの段階的な削減に対応するため、代替剤の開発あるいは他の薬剤への切り替え等、臭化メチルの使用量の抑制に向けた一層の取り組みが必要となろう。